



島根県報

令和2年5月7日(木)

第 103 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和2年度地方の臨時種畜検査の実施	(農 畜 産 課)	2
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	2
都市計画事業の認可	(下水道推進課)	2

【訓 令】

島根県職務育成品種規程の一部改正	(農 畜 産 課)	3
------------------	-----------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		3
--	--	---

告 示

島根県告示第315号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和2年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

令和2年5月25日から令和3年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第316号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めめるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市美保関町美保関98 木村二郎

〃 福浦620 梶谷 誠

〃 七類1686 山本一夫

(2) 加入区

美保関町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 施行者の名称
浜田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
浜田都市計画下水道事業
浜田市公共下水道（浜田処理区）
- 3 事業施行期間
令和2年4月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
浜田市殿町及び松原町地内
 - (2) 使用の部分
浜田市殿町、松原町、田町、浅井町、琵琶町及び黒川町地内

訓 令

島根県訓令第9号

本 庁
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第5項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第14条第3項中「農産園芸課」を「農畜産課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年5月7日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月7日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第20号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第84事務局の項中「事務局次長 部長 所長 副所長 課長」を「次長 部長 課長 所長 出納室長 課長補佐（人事又は総務担当に限る。） 主査（人事又は総務担当に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。